

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2020年10月29日現在

～2020年10月28日

2020年10月29日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）
実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）
実施 平成23年5月10日

目次 （略）

第1章～第13章 （略）

別記 （略）

料金表

通則

1～19 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） （略）

第2表 工事に関する費用

第1類 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費については、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、付加機能工事費、配線経路調査工事費、配線経路構築工事費、結果報告工事費、現地調査報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。
(2)～(8) (略)	(略)
(9) 現地調査報告工事費の適用	当社は、次のとおり、 写真付き現地調査報告に係る 現地調査報告工事費を適用します。 ア 写真付き現地調査報告とは、Universal One契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。

目次 （略）

第1章～第13章 （略）

別記 （略）

料金表

通則

1～19 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） （略）

第2表 工事に関する費用

第1類 工事費

1 適用

区 分	内 容				
(1) 工事費の算定	(略)				
(2)～(8) (略)	(略)				
(9) 現地調査報告工事費の適用	当社は、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。 ア 現地調査報告には次の区分があります。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真付き現地調査報告</td> <td>Universal One契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	写真付き現地調査報告	Universal One契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査
区 分	内 容				
写真付き現地調査報告	Universal One契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査				

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2020年10月29日現在

～2020年10月28日

2020年10月29日～

イ 当社は、次に掲げるUniversal One契約者に限り、写真付き現地調査報告を提供します。

(ア) VPNサービス（品目がイーサタイプであって、契約者回線等による区分がNTT Com光アクセス利用又はNTT東日本・西日本ワイド利用のものに限り、）に係る者

(イ) VPNサービス（通信の区分がバーストイーサのものに限り、）に係る者

(ウ) VPNサービス（品目がフレッツタイプ（レイヤーの区別がレイヤー3のものに限り、）であって、契約者回線等に係る区分が光一括提供型又はフレッツ一括提供型に係るものに限り、）に係る者

(エ) 専用サービス（契約者回線等に係る区分がハウジング利用のものを除き、）に係る者

	報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。
現地調査報告兼お客様工事依頼報告	Universal One契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。

イ 当社は、次に掲げるUniversal One契約者に限り、写真付き現地調査報告を提供します。

(ア) VPNサービス（品目がイーサタイプであって、契約者回線等による区分がNTT Com光アクセス利用又はNTT東日本・西日本ワイド利用のものに限り、）に係る者

(イ) VPNサービス（通信の区分がバーストイーサのものに限り、）に係る者

(ウ) VPNサービス（品目がフレッツタイプ（レイヤーの区別がレイヤー3のものに限り、）であって、契約者回線等に係る区分が光一括提供型又はフレッツ一括提供型に係るものに限り、）に係る者

(エ) 専用サービス（契約者回線等に係る区分がハウジング利用のものを除き、）に係る者

ウ 当社は、次に掲げるUniversal One契約者に限り、現地調査報告兼お客様工事依頼報告を提供します。

(ア) VPNサービス（品目がイーサタイプであって、契約者回線等による区分がNTT Com光アクセス利用又はNTT東日本・西日本ワイド利用のものに限り、）に係る者

(イ) VPNサービス（通信の区分がバーストイーサのものに限り、）に係る者

(ウ) VPNサービス（品目がフレッツタイプ（レイヤーの区別がレイヤー3のものに限り、）であって、契約者回線等に係る区分がフレッツ一括提供型に係るものに限り、）に係る者

(エ) 専用サービス（契約者回線等に係る区分がハウジング

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2020年10月29日現在

～2020年10月28日

2020年10月29日～

	<p>ウ 当社は、Universal One契約者から写真付き現地調査報告の申出があった場合は、当社が契約者回線等の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、写真付き現地調査報告を行います。</p> <p>エ Universal One契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が写真付き現地調査報告を行ったとき。</p> <p>(イ) Universal One契約者の責めに帰すべき理由により、当社が写真付き現地調査報告を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、Universal One契約者は、当社の責めに帰すべき理由により写真付き現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>カ エ及びオのほか、当社は、写真付き現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>				
(10) 割増工事費の適用	<p>当社は、Universal One契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(8)欄に規定する工事結果報告及び(9)欄に規定する写真付き現地調査報告を行う時間帯は、そのUniversal One契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="495 1158 1043 1398"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日によっては、終日とします。）</td> <td>その工事に関する工事費（光アクセス回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日によっては、終日とします。）	その工事に関する工事費（光アクセス回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.6を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日によっては、終日とします。）	その工事に関する工事費（光アクセス回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.6を乗じた額				
(11)～(13) (略)	(略)				

	<p>利用のものを除きます。）に係る者</p> <p>エ 当社は、Universal One契約者から現地調査報告の申出があった場合は、当社が契約者回線等の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、現地調査報告を行います。</p> <p>オ Universal One契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が現地調査報告を行ったとき。</p> <p>(イ) Universal One契約者の責めに帰すべき理由により、当社が現地調査報告を行えなかったとき。</p> <p>カ オの規定にかかわらず、Universal One契約者は、当社の責めに帰すべき理由により現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>キ オ及びカのほか、当社は、現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> <p>ク <u>Universal One契約者（ウ(ウ)に規定する者に限ります。）が現地調査報告兼お客様工事依頼報告の申出をする場合、(6)欄に規定する配線経路調査工事（通線確認を伴うものに限ります。）の申込みを行っていただきます。</u></p>				
(10) 割増工事費の適用	<p>当社は、Universal One契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(8)欄に規定する工事結果報告及び(9)欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、そのUniversal One契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="1384 1158 1933 1398"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	(略)	(略)
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
(略)	(略)				
(11)～(13) (略)	(略)				

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2020年10月29日現在

～2020年10月28日

2020年10月29日～

2 工事費の額

Universal Oneサービスの提供の開始、区別等の変更、契約者回線若しくは加入者回線の設置若しくは移転、回線収容部等の変更、所属VPNグループの変更、他社接続契約者回線の接続の変更、付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1)～(6) (略)	(略)	(略)
(7) 現地調査報告工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(8)～(9) (略)	(略)	(略)

第2類 設備費 (略)

第3表 (略)

料金表別表 (略)

2 工事費の額

Universal Oneサービスの提供の開始、区別等の変更、契約者回線若しくは加入者回線の設置若しくは移転、回線収容部等の変更、所属VPNグループの変更、他社接続契約者回線の接続の変更、付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1)～(6) (略)	(略)	(略)
(7) 現地調査報告工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(8)～(9) (略)	(略)	(略)

第2類 設備費 (略)

第3表 (略)

料金表別表 (略)

附 則（令和2年10月27日 DPSサ第00705645号）
この改正規定は、令和2年10月29日から実施します。
ただし、専用サービスに係るものは、令和2年11月30日から実施します。